

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答案
1	3	1	1-4			整備運営の方針	事業者自らの責任と費用負担において、設計建設及び維持管理運営を行うため、従来の公設公営の建設工事発注のように、貴市の検査、承諾図の提出や現場監督管理などの他、機器設備仕様の要求は無いものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載した施設条件を満たす設計をお願いします。市による検査は実施しませんが、要求水準書（案）2-3に示すとおり市への報告や説明、工事工程計画の提出等が必要です。
2	3	第1	5	1	(6)	事業者の業務範囲	「建築基準法第48条但し書き許可取得のため必要な許認可及び届出」とあるが、市としては「公聴会および建築審査会の手順を踏むことでガス導管注入施設の設置を認める」という方針を決定されているという認識で相違ないかご提示頂きたい。	事業者にて建築基準法に基づき計画調整局建築指導部建築企画課に確認を行ってください。
3	3	第1	5	1	(6)	事業者の業務範囲	「建築基準法第48条但し書き許可取得のため必要な許認可及び届出」とあるが、市の窓口は「計画調整局建築指導部建築企画課」で相違ないかご提示頂きたい。	ご認識に相違ありません。
4	3	第1	5	1	(6)	事業者の業務範囲	「建築基準法第48条但し書き許可取得のため必要な許認可及び届出」とあるが、市の窓口をご提示頂きたい。	No. 3の回答のとおりです。
5	3	第1	5	1	(6)	事業者の業務範囲	「建築基準法第48条但し書き許可取得のため必要な許認可及び届出」とあるが、市として想定されているスケジュールをご提示頂きたい。	詳細は本市「建築基準法第48条ただし書き許可申請の手続き要領」を参照ください。
6	4	第1	6	1		搬出入作業計画	「搬出入時に利用できる門扉は図1-3に示すとおりとする」とあるが、当該門扉は常時出入可能という認識で相違ないかご提示頂きたい。	維持管理業者との調整によります。
7	4	第1	6	1		搬出入作業計画	「搬出入時に利用できる門扉は図1-3に示す通りとする」とあるが、燃料等の搬入車両が処理場の正門から構内道路を通して事業用地にアクセスすることが可能かご提示頂きたい。	搬出入時に利用できる門扉は図1-3に示しているのとおりです。
8	5	1	1-6-2			事業用地範囲	事業用地の付近には建屋がございますが、建設時には整地されており、この建屋の撤去や整地に係る工事費は見積り対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	6	第1	7		(1)	敷地の立地条件等	「立地条件は「別紙1 現地条件・各種規制値」の通り」とあり、別紙1で「各種規制値」を指定されているが、その「敷地境界線」は「『処理場敷地と公道との境界』および「処理場敷地と隣接施設敷地との境界」で定義される境界線のことを指しているのか、もしくは、処理場敷地内にある「『事業者が占有する敷地』と『処理場敷地』との境界」で定義される境界線のことを指しているのか、ご提示頂きたい。	前者の『処理場敷地と公道との境界』および『処理場敷地と隣接施設敷地との境界』で定義される境界線のことを指します。公告段階で開示する要求水準書に詳細を記載する予定です。
10	6	1	1-8	(1)		事業者による許認可、届出等	本実施方針公表時点で基準価格が未確定と理解しております。令和9年度の基準価格が令和8年度（税抜35円/kWh）を下回った場合については、消化ガス買取単価の調整等、協議させて頂ける理解でよろしいでしょうか。	提案書の受付期限は実施方針3-1に記載のとおり令和9年5月上旬を予定しています。この時点で公表されている基準価格に基づき、適切な消化ガス買取単価の提案をお願いします。
11	6	第1	8		(2)	事業者による許認可、届出等	「建築基準法第48条但し書き許可の取得に必要な手続きを行うこと」とあるが、市としては「公聴会および建築審査会の手順を踏むことでガス導管注入施設の設置を認める」という方針を決定されているという認識で相違ないかご提示頂きたい。	No. 2の回答のとおりです。
12	6	第1	8		(2)	事業者による許認可、届出等	「建築基準法第48条但し書き許可の取得に必要な手続きを行うこと」とあるが、市の窓口は「計画調整局建築指導部建築企画課」で相違ないかご提示頂きたい。	No. 3の回答のとおりです。
13	6	第1	8		(2)	事業者による許認可、届出等	「建築基準法第48条但し書き許可の取得に必要な手続きを行うこと」とあるが、市の窓口をご提示頂きたい。	No. 3の回答のとおりです。
14	6	第1	8		(2)	事業者による許認可、届出等	「建築基準法第48条但し書き許可の取得に必要な手続きを行うこと」とあるが、市として想定されているスケジュールをご提示頂きたい。	No. 5の回答のとおりです。
15	6	1	1-8			事業者による許認可、届出等	事業者による許認可、届出等に関して、FIP制度を利用する提案を行う場合は、(1) (4) 、ガス事業制度における託送供給料金原価の配賦を利用する提案場合は(2) (3) (4) の許認可の手続きを行う、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	6	第1	10			関係法令等の順守	「関係法令等を遵守すること」とあるが、法令等以外に、設備の設計基準(耐震基準、等)について指定があればご提示頂きたい。	法令等以外の条件は要求水準書（案）別紙1に示すとおりです。
17	8	2	2-1-1	(1)		事前調査	事業者による測量調査や地質調査等は、契約後の業務との理解でよろしいでしょうか。契約前の施設計画及び設計は、貴市の公開資料により行うものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	8	2	2-1-1	(1)		事前調査	測量、地質調査を実施した際に、貴市が開示した図面等で明記されていない埋蔵物、埋設物による費用増加は事業者で制御できないリスクですので、協議としてください。	市が必要と判断し、事業者が実施した調査については、市の開示資料で予見不可能な調査結果により施設の計画や設計の見直しが必要となる場合は協議の対象とします。ただし、地下埋設物については、杭及び大規模水槽構造物は協議対象、配管類等は協議対象外とします。
19	8	第2	1	2	(2)	設計・建設に関する一般的事項(許認可等)	「調整に当たっては「可燃性ガスの製造工場に該当する下水処理場のバイオガス製造に対する建築基準法第48条ただし書き許可の運用について（技術的助言）」（国住街第254号 平成24年3月30日）を参考にすること」とあるが、市としては「公聴会および建築審査会の手順を踏むことでガス導管注入施設の設置を認める」という方針を決定されているという認識で相違ないかご提示頂きたい。	No. 2の回答のとおりです。
20	8	第2	1	2	(2)	設計・建設に関する一般的事項(許認可等)	「調整に当たっては「可燃性ガスの製造工場に該当する下水処理場のバイオガス製造に対する建築基準法第48条ただし書き許可の運用について（技術的助言）」（国住街第254号 平成24年3月30日）を参考にすること」とあるが、市の窓口は「計画調整局建築指導部建築企画課」で相違ないかご提示頂きたい。	No. 3の回答のとおりです。
21	8	第2	1	2	(2)	設計・建設に関する一般的事項(許認可等)	「調整に当たっては「可燃性ガスの製造工場に該当する下水処理場のバイオガス製造に対する建築基準法第48条ただし書き許可の運用について（技術的助言）」（国住街第254号 平成24年3月30日）を参考にすること」とあるが、市の窓口をご提示頂きたい。	No. 3の回答のとおりです。

22	8	第2	1	2	(2)	設計・建設に関する一般的事項(許認可等)	「調整に当たっては「可燃性ガスの製造工場に該当する下水処理場のバイオガス製造に対する建築基準法第48条ただし書き許可の運用について（技術的助言）」（国住街第254号 平成24年3月30日）を参考にすること」とあるが、市として想定されているスケジュールをご提示頂きたい。	No. 5の回答のとおりです。
23	8	2	2-1-2	(1)		設計	本施設は民設民営方式で設置される施設の為、構造や材質等の詳細な設備仕様は、貴市の定める工事請負共通仕様書や日本下水道事業団の定める仕様書によらず、性能を発揮する為に必要な仕様を事業者自らが選定するものととの理解でよろしいでしょうか。また、貴市との調整が必要な内容以外については、事業者の責任で設計・建設を進めるものととの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	8	2	2-1-2	(2)		許認可等	建築確認申請を行うにあたり、敷地内に存在する既存建築物の図面及び建築確認申請関係書類は、貴市より提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	8	2	2-1-2	(2)		許認可等	建築基準法第48条ただし書き許可の取得が必要な場合、意見聴取・建築審査会の同意を含む標準的な審査期間についてご教示ください。	No. 5の回答のとおりです。
26	9	第2	1	2	(5)	設計・建設に関する一般的事項(残存価値を有する発生物件の取扱い)	「事業者は、スクラップ等で受け取った対価は、市の指示する方法に従い返金すること」とあるが、返金の対象は「市の所有物（事業者敷地の埋設物、等）」という認識で相違ないかご提示頂きたい。	ご認識に相違ありません。
27	9	第2	1	2	(5)	設計・建設に関する一般的事項(残存価値を有する発生物件の取扱い)	「事業者は、スクラップ等で受け取った対価は、市の指示する方法に従い返金すること」とあるが、「事業者の所有物（事業者が建設したもの、等）」は対象外という認識で相違ないかご提示頂きたい。	ご認識に相違ありません。
28	9	第2	1	2	(5)	設計・建設に関する一般的事項(残存価値を有する発生物件の取扱い)	「事業者は、スクラップ等で受け取った対価は、市の指示する方法に従い返金すること」とあるが、事前調査で想定困難なものについては、処分実施後の計量証明等を踏まえて事後精算とすることを許容して頂きたい。	ご意見のとおり処分実施後の計量証明等を踏まえて事後精算とします。
29	9	2	2-1-2	(5)		残存価値を有する発生物件	スクラップ対価の返金対象となる範囲についてご教示ください。所有権が貴市に帰属する既存施設の撤去・解体により発生したスクラップ品が対象であり、新たな消化ガス有効利用施設の建設工事に伴い発生するスクラップ品及び事業期間終了後の施設撤去工事により発生するスクラップ品については、所有権が民間事業者に帰属するため返金対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	9	第2	2	2	(1)	主要条件(消化ガスの発生予測量及びその性状)	「月ごとの消化ガス買取り予定量及び本施設からの月間返還熱量[MJ/月]を提案し、これを履行すること」とあるが、提案時において設備メンテナンス時期を考慮して設定した「月ごとの買取り予定量」に対し、運用時において設備メンテナンス時期がずれたことにより差異が発生した場合、必要な措置として想定されておられる内容をご提示頂きたい。	事業者の消化ガス買取量が「年間の買取り予定量」を下回った場合に、要求水準書(案) 3-2-4性能未達の場合の対応を想定しています。
31	9	2	2-2-2	(1)		消化ガスの発生予測量及びその性状	「維持管理・運営機関において、実際に提案内容を履行したか否かは、本施設から消化槽加温工程への月間返還熱量[MJ/月]で判定を行う」とありますが、消化槽投入汚泥量や消化ガス発生量等の変動によつては、提案した数値を下回る可能性もあります。消化槽投入汚泥量や消化ガス発生量等に応じ、必要返還熱量の補正を行っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	10	2	2-2-2	(1)		消化槽の加温に必要な熱量	履行判定は月間返還熱量[MJ/月]で行うとされていますが、判定の基準となる月間の必要熱量は「当該月の日平均値×当該月の日数」との理解でよろしいでしょうか。異なる場合は月間の必要熱量を明示願います。	ご理解のとおりです。
33	11	第2	2	2	(1)	主要条件(消化ガスの発生予測量及びその性状)	供給される消化ガス性状において、ガス導管注入に必要な成分が満たされない場合、消化ガスの購入を免責事項として頂きたい。	ガス導管注入を実施する場合、市から供給される消化ガス性状に基づき、本事業においてガス導管注入に必要な成分を満たすガスを精製してください。ただし、硫化水素濃度については、公告段階で開示する要求水準書で性状の管理基準を提示する予定です。なお、実施方針3-4に示すとおり本事業の提案にあたり消化ガス成分の分析を希望する場合、市は分析試料（消化ガス）を提供します。
34	11	2	2-2-2	(1)		消化ガスの発生予測量及びその性状	表2-5のシロキサン濃度について、消化ガスサンプリング箇所をご教示ください。	現在実施中の津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業（PFI事業）におけるシロキサン除去装置の入口です。
35	12	2	2-2-2	(1)		消化ガスの発生予測量及びその性状	「事業者へ供給する消化ガスは本処理場の脱硫設備を通過後のガスを供給する」とありますが、表2-4に記載の硫化水素濃度を保証して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	硫化水素濃度については、公告段階で開示する要求水準書で性状の管理基準を提示する予定です。
36	12	2	2-2-2	(2)		熱供給条件	「※事業者側にて設置する熱交換器を介して、」との記載がございますが、一例であって別の設備にて供給するという理解でよろしいでしょうか。また、「大阪市側の低温水供給量は別途指定する」とされていますが、事業者側設備の設計に必要となるため、①想定される低温水流量（m ³ /min）及びその変動範囲、②供給圧力をご教示願います。	前段について、熱交換器を介すことを条件とします。後段について、①想定される低温水流量（m ³ /h）及びその変動範囲、②供給圧力は公告段階で開示する要求水準書で提示する予定です。
37	12	2	2-2-2	(2)		熱供給条件	熱供給に用いる循環水は上水でしょうか。処理水の場合、事業者側設備への腐食が懸念されますので、上水を希望いたします。なお、循環水の水质に起因する設備故障については、貴市の責任所掌と考えます。	前段について、循環水は上水です。後段について、水质変化の原因者負担と考えます。
38	12	2	2-2-2	(3)		ガス貯留可能量	低圧乾式ガスタンクは貴市が設置され、令和11年度中に完成し、令和12年4月より運用開始が可能との理解でよろしいでしょうか。	詳細は公告段階で開示する募集要項及び要求水準書で提示する予定です。

39	12	2	2-2-2	(4)		余剰ガス燃焼装置能力	余剰ガス燃焼装置は貴市が設置され、令和11年度中に完成し、令和12年4月より運用開始が可能との理解でよろしいでしょうか。また、貴市が設置された余剰ガス燃焼装置を事業者は利用することは可能でしょうか。	詳細は公告段階で開示する募集要項及び要求水準書で提示する予定です。
40	12	2	2-2-2	(4)		余剰ガス燃焼装置能力	「消化ガス性状」が要求水準の品質を満足せず、事業者による買取ができない場合は、貴市が保有する余剰ガス燃焼装置にて燃焼するものと理解してよろしいでしょうか。 また、そのような事象が発生した際に、既に民間事業者側設備へ流入したガスについても、貴市の余剰ガス燃焼装置を使用して処理・燃焼することが可能との理解でよろしいでしょうか。 なお、消化ガス性状が要求水準の品質を満足しない場合、事業者設備の劣化が早まる可能性があるため、消化ガス買取単価を調整可能との理解でよろしいでしょうか。	前段について、公告段階で開示する要求水準書において硫化水素濃度の管理基準を提示のうえ、保証範囲外のガスは市が保有する余剰ガス燃焼装置にて燃焼します。 中段について、事業者側設備へ流入したガスについては、事業者にて適切な処理をお願いします。 後段について、事業者設備の劣化が早まる可能性があることを理由とした消化ガス買取単価の調整は想定していません。
41	12	2	2-2-2	(4)		余剰ガス燃焼装置能力	「消化ガス発生量」が要求水準に記載の数値及び事業者が提案する値を超える場合、貴市が保有する余剰ガス燃焼装置にて燃焼頂けるという理解でよろしいでしょうか。	消化ガス発生量が増加した場合の取扱いは要求水準書（案）3-1-1(3)に示すとおりです。
42	12	2	2-2-2	(4)		余剰ガス燃焼装置能力	「事業者が提案する年間消化ガスの買取予定量に含まれない消化ガスの取扱い」についてご教示ください。例えば、事業者が設置する設備の定期点検や故障等により設備が停止し、消化ガスの受入れができない場合には、貴市が保有する余剰ガス燃焼装置にて当該消化ガスを燃焼頂けるという理解でよろしいでしょうか。	事業者が消化ガスの受入れができない場合には、市が保有する余剰ガス燃焼装置にて当該消化ガスを燃焼します。なお、消化ガス買取量は、市による供給が不足しないという前提で、年度ごとに事業者が提出する買取予定量を満たす必要があります。
43	12	2	2-2-2	(5)		生成物製造量	生成物の20年製造量を20年間分提案し、履行することとありますが、未達ペナルティはありますでしょうか。ガス発生量や性状による製造量未達リスクは事業者で負担できませんので、免責ください。	生成物の製造量についての規定はしていません。
44	13	2	2-2-3	(2)		消化ガス取引量の計量	消化ガス（バイオガス）は計量法の対象外のため、「計量法で定められた計量装置」はございません。その為、「計量法の特定計量器と同等の構造・精度で作られた製品もしくはこれに準じた形式を選定する」ということが一般的と考えております。 なお、過去の大阪市下水処理場消化ガス発電事業における公募資料では、「事業者は、適切な維持管理・運営に資するため、市から買取った消化ガス量について計量できる設備を設けること。」と記載されております。	ご意見を受け、公告段階で開示する要求水準書の記載を検討します。
45	13	2	2-2-3	(4)		消化槽加温用熱供給	温水循環ポンプは貴市の所掌となっておりますが、事業者側設備の設計のために、想定されるポンプの能力をご提示願います。また、正式なポンプの能力は決定した事業者と協議して決めていくということ でよろしいでしょうか。	市側で想定する条件を公告段階で開示する予定です。
46	14	第2	2	3	(5)①	施設条件(計測・監視設備)	「信号受け渡しは事業者が自らの費用負担と責任において配線を接続する」とあるが、特例需要場所として電力引込を行うにあたり、下水処理場側電気工作物と事業者側の電気工作物を電氣的に接続されていないことが条件となるため、温水の往還温度のデータを「遠隔監視システムを介して提供」とすることを許容して頂きたい。	関連省庁に確認の結果、「特例需要場所として電力引込を行うにあたり、下水処理場側電気工作物と事業者側の電気工作物を電氣的に接続されていないこと」という条件はありません。
47	14	第2	2	3	(6)	ユーティリティ	別紙3⑦に電力引込ルートを提示されているが、電力引込のためには、一般送配電事業者との責任分界点となる引込第1柱を処理場敷地内に設けたうえで、当該引込第1柱から事業用地に高圧ケーブルを敷設する必要がある。当該引込第1柱を処理場敷地内に設けることを許容して頂きたい。また、指定場所等をご提示頂きたい。	送配電事業者の許可条件として必要であれば処理場敷地内への引込第1柱の設置を認めます。設置場所については協議により決定します。設置する場合の占用料の考え方は要求水準書（案）3-1-1に示すとおりです。
48	14	第2	2	3	(9)	施設条件(施設敷地境界の区分)	「部外者が自由に出入りできないよう、柵等の適切な対策を講じること」とあるが、事業を実施するにあたり事業関係者が出入りすることを許容して頂きたい。	ここでいう「部外者」とは、本事業に係りのない者を指し、検針・点検・修繕・非常時の緊急対応等のために施設へ立ち入る事業関係者については認めます。
49	15	2	2-3-2			施工時間	原則として土曜・日曜・祝日の施工が行えず、施工時間帯は午前9時から午後5時までとされています。試運転、系統連系試験、連続運転試験等、連続運転を要する作業については、協議とさせていただきます。また、「近隣との協議により変更もありうる。」とありますが、作業時間が短縮され、工事期間が長期化する場合は、消化ガス買取単価などの費用の見直しは可能との理解でよろしいでしょうか。	前段について、協議の対象とします。 後段について、実施方針のコスト・オーバーラン・リスクに示すとおりです。
50	15	2	2-3-4	(6)		工事現場管理	豪雨や出水、天災に対する対策について、過去の実績（大阪市）から想定が可能な範囲で計画するものと考えますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
51	16	第2	3	5	(1)	事前調査及び地下埋設物等の移設	「事業者は工事着手に先立ち現地の状況について調査試掘等を行い、十分実情を把握の上、工事を施工すること」とあるが、募集公告から提案受付までの間に試掘調査を実施することを許容して頂きたい。	募集公告段階での試掘調査の実施は認めません。
52	16	2	2-3-5	(2)		事前調査及び地下埋設物等の移設	「事業用地の配管等既設埋蔵物等による費用増加」は事業者の負担とされていますが、要求水準書2-3-5「本工事着手前に試掘の結果、地下埋設物が本工事、施設に支障となり移設を必要とする場合は、市に調査、図面等資料を提出の上、協議」とされています。よって、貴市が開示した図面等で明記されていない埋蔵物、埋設物が発見された場合は、協議としてください。	No. 18の回答のとおりです。
53	16	2	2-3-6	(2)		建設に関するその他条件	(2)の土壤汚染について、既に調査済みの土壤汚染に関する資料のご提供時期をご教示ください。 また、実施方針 別紙リスク分担表（4）では「事業用地の配管等既設埋蔵物等による費用増加」は事業者の負担とされていますが、要求水準書2-3-6「事業用地のうち、土壤汚染された箇所については、事業者は施工及びその処分において適切な対応をとること。既に調査済みの土壤汚染に関する資料は、別途提供」とされています。よって、未調査部分に土壤汚染が発見された場合は協議としてください。	No. 18の回答のとおりです。
54	16	2	2-3-6	(3)		建設に関するその他条件	施設建設で発生する残土について、想定されている処分方法を教示ください。	事業者による処分を想定しています。

55	17	第3	1	1	(1)	維持管理・運営時のユーティリティ等条件(用地占有)	工事期間中の占用料は月単位、施設稼働中の占用料は年単位、という認識で相違ないかご提示頂きたい。	ご認識に相違ありません。
56	17	第3	1	1	(1)	維持管理・運営時のユーティリティ等条件(用地占有)	都市ガス導管の占用料が規定されているが、埋設した都市ガス導管の専有面積の計算方法をご提示頂きたい。	埋設管、露出配管とも投影面積を専有面積とします。
57	17	第3	1	1	(1)	維持管理・運営時のユーティリティ等条件(用地占有)	燃料等を充填する際のローリーの駐車場所は占用面積に含まれないという認識で相違ないかご提示頂きたい。	駐車場所に施設・設備を設置せず、一時的な駐車を想定している場合は、占用に含みません。
58	17	第3	1	1	(1)	維持管理・運営時のユーティリティ等条件(用地占有)	維持管理・運営時の関係車両(燃料輸送車、消耗品納入車、保守サービス車両、等)については事業用地の敷地外に一時停車することを想定しているが、施設稼働中の占用料を不要とすることを許容して頂きたい。	ご認識に相違ありません。
59	17	3	3-1-1	(1)		用地占有	要求水準書(案)表3-1の占用料について、消化ガス・温水・給水・排水配管及び計測・監視用電線の「減免」は全額免除の理解でよろしいでしょうか。	市との協議により減免の対象と認められた場合は、全額免除とします。
60	17	3	3-1-1	(1)		用地占有	本事業で事業者が整備する施設については、貴市の収収である固定資産税ならびに都市計画税を免除していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は公告段階で開示する事業契約書(案)で提示する予定です
61	17	3	3-1-1	(2)		維持管理・運営時のユーティリティ等条件	ご提供いただける上水の水質、給水圧をご教示ください。 なお、水質の提示が難しい場合、事業者にてサンプリングは可能でしょうか。	水質は大阪市水道局の水質基準に準じます。給水圧は大阪市水道局「直結直圧式給水」の基準に準じます。
62	17	第3	1	1	(3)③	消化ガス	「供給する量がこの保証量を満たない場合は市はガス売却単価の調整を行って事業者の最低利得を保証する」とあるが、「事業者の最低利得」として想定されておられる内容をご提示頂きたい。	詳細は公告段階で開示する要求水準書及び事業契約書(案)で提示する予定です。
63	17	第3	1	1	(3)③	消化ガス	「供給する量がこの保証量を満たない場合は市はガス売却単価の調整を行って事業者の最低利得を保証する」とあるが、「事業者の最低利得」として事業者の実損失額を負担頂きたい。	No. 31の回答のとおりです。
64	18	3	3-2-1	(5)		運営協議会の設置	要求水準書(案)3-2-2(3)④及び(4)④に「月次運営協議会資料及び議事録」とありますが、3-2-1(5)の運営協議会は月1回の開催との理解でよろしいでしょうか。開催場所、出席者の想定及び所要時間についてもご教示ください。	開催頻度は月1回、開催場所は津守下水処理場内、市側の出席者は複数名を想定しています。所要時間は協議内容により変動するものと考えます。
65	18	3	3-2-1	(6)		その他の業務	「本事業は、問合せや見学者の受入れなどが必要となると考えられる。その際、事業者は、市との協議により、パンフレット等の作成などに協力すること。」とありますが、問い合わせ対応や見学者の受入れは貴市にて実施し、事業者の協力範囲はパンフレット等の原稿作成への協力に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。又は、事業者の協力範囲には、パンフレット等の原稿作成に加え、印刷業務も含まれるのでしょうか。含まれる場合は、想定される作成部数や更新頻度等の目安をご教示ください。加えて、作成量が多大となる場合には事業者による対応が困難となることも想定されるため、事業者が対応する範囲については別途協議の上で定めるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の契約以降の内容についての問い合わせ対応や見学者の受入れは事業者による実施を想定しています。印刷業務等の対応範囲については、別途協議の上で定めるものとします。
66	20	3	3-2-3			事業終了時の施設機能の確認	「原則として原状回復し、市に事業用地を引き渡すことを基本とし」とされていますが、撤去後の舗装・整地の仕様、貴市が継続利用を希望する設備(熱交換器、配管等)がある場合の取扱いについては、契約締結後に貴市との協議により決定されとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	20	3	3-2-4			性能未達時の場合の対応	性能未達時の復旧又は性能改善に要する費用は事業者負担で対応するものと理解しております。一方で、性能未達に対して復旧費用負担以外のペナルティは、発生しないとの理解でよろしいでしょうか。 なお、性能未達等に起因してペナルティが適用される場合であっても、その対象は、事業者が提案した年間消化ガス買取り定量の範囲内において、事業者の責めに帰すべき事由により、貴市が供給可能な消化ガスを受入れ又は買取りできなかった量に限定されとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は公告段階で開示する事業契約書(案)で提示する予定です。
68	21	4	4-2			環境価値の条件	ガス精製・導管注入事業の場合、事業者には非化石証書が帰属しませんので、市場からカーボンプレジットを購入し、貴市へ譲渡するものと考えます。数量は、4-2-3の電力量と系統より計算する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	21	4	4-2-2			環境価値の調達方法	環境価値に関して、市場価格に著しい変動が生じた場合は、協議としてください。	ご意見として伺います。
70	21	第4	2	3	(1)	環境価値の数量(数量の算定方法)	「CO2排出係数を使用する場合は調達時点の最新値を使用すること」とあるが、毎年変動するという認識で相違ないかご提示頂きたい。	毎年の最新値で変動を確認してください。
71		別紙3			①	全体配置図	事業用地の正確な場所を把握したく、「要求水準書別紙3①全体配置図」の図面に事業用地の位置および事業用地周辺の構内道路の形状を既設設備との距離などで図示して頂きたい。(様式2別紙ご参照)	詳細は公告段階で開示する要求水準書で提示する予定です。
72		別紙3			②	消化ガス取合点	事業用地の正確な場所を把握したく、「要求水準書別紙3②消化ガス取合点」の図面に事業用地の位置を既設設備との距離などで図示して頂きたい。(様式2別紙ご参照)	詳細は公告段階で開示する要求水準書で提示する予定です。
73	別紙3			③		温水配管取合点	「口径ならびに詳細な取り付け位置については市より別途指示するものとする」とありますが、公告資料にて提示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74		別紙3			⑦	電力引込ルート	一般送配電事業者の電柱(オチアイ16)から電力を引き込むルートの正確な距離を把握したく、「要求水準書別紙3⑦電力引込ルート」の図面に敷地境界から事業予定地西端までの距離を図示して頂きたい。(様式2別紙ご参照)	詳細は公告段階で開示する要求水準書で提示する予定です。
75		別紙3			⑨	都市ガス導管ルート	埋設による配管を許容して頂きたい。	ガス事業者のガス導管との接続部を除き、原則、露出配管とします。

76		別紙3			⑨	都市ガス導管ルート	募集公告前に現地調査させて頂くことを許容して頂きたい。	現地確認は公告後に実施するものとします。詳細は公告段階で開示する募集要項で提示する予定です。
77	別紙3			⑨		都市ガス導管ルート	別紙⑨都市ガス管導入ルート 設置不可箇所にはガス管を敷設することが最短ルートと考えております。設置不可箇所の設定理由をご教示願います。また、埋設であれば敷設してもよろしいでしょうか。	処理施設等の事業計画用地であることから、埋設を含めて設置不可となります。
78	別紙3			⑨		都市ガス導管ルート	配管ルート計画にあたり、配管の敷設方法については、露出配管と埋設配管を適宜組み合わせる提案することが可能との理解でよろしいでしょうか。	No. 75の回答のとおりです。
79	別紙3			⑨		都市ガス導管ルート	都市ガス導管注入を選択する場合について、接続先が明記されておきませんが、接続先は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	別紙1-7		3			浸水予防高	熱供給に係る施設など汚泥処理の維持に係る施設が浸水しない様に設計する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	別紙3-1		3			消化ガス取合点	更新予定のガスタンク設備のフローシート一式をご提供いただけないでしょうか。プロセス検討の参考としたいためです。	更新予定のガスタンクに係る資料は、公告段階で開示可能な範囲で開示する予定です。
82						その他 ブラックアウト	ブラックアウトで施設が停止したときは消化ガスの買取や消化槽加温用の熱量供給などの義務はないものと考えてよろしいでしょうか。	停電時に事業者の責によらず熱供給の継続が困難となった場合に限り、事業の一時中断を認めます。
83						その他 既設流用	貴市が指定する温水配管取合点および電気信号取合点までのルートは、配管・配線が輻輳しており、配管サポートおよび配線ラックの設置が非常に困難と考えます。そこで、既設の配管サポートや配線ラックを流用することは可能でしょうか。	責任の明確化の観点より、既設の配管サポート及び配線ラックの流用は不可とします。なお配管設置位置については協議により市より指示します。
84						その他 仮置き場	掘削土の場内仮置き場がありましたら、ご教示ください。	市との協議により提示します。
85						その他 重機搬入	建設時の重機搬入ルートをご教示ください。 ①入口は処理場の西側1か所でしょうか。 ②場内では汚泥ケーキ集積場の西側の通行は可能でしょうか。汚泥ケーキ集積場東側の通行のみでしょうか。 ③重機のアクセス検討のため、事業用地周辺の配管ラック等の高さをご教示ください。	①ご認識のとおりです。 ②汚泥ケーキ集積場東側の通行のみを想定しています。 ③現地確認によりご確認をお願いします。
86						その他 排水取合点	プラント排水・汚水・雨水の排水ルートは、設置する施設の構造から最適なルートや排水方法を事業者で検討するものと考えますが、その理解でよろしいでしょうか。 また、既設場内マンホールへの接続高さについて指定があればご教示ください。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、特に指定はありません。